

2026年度版

学校法人アテネ学園 アテネ認定こども園

重要事項説明書

【2026年4月1日～2027年3月31日】

教育・保育の提供にあたり、当学園があなたに説明すべき内容は次のとおりです

1 施設運営主体

名 称	学校法人 アテネ学園	所在地	酒田市 若原町 1 番 44 号
代 表 者	理事長 齊藤 公乃 (さいとう きみのり)	電話番号	0234 - 22 - 2789

2 利用施設

種 類	幼保連携型 認定こども園	所在地	酒田市 若原町 1 番 44 号
名 称	アテネ 認 定 こ ど も 園	電話番号	0234 - 22 - 2789
管 理 者	園長 齊藤 公乃 (さいとう きみのり)		

対 象 児	満3歳以上の小学校就学前の児童 および 保育を必要とする 満3歳未満の 児童		
利用定員	1 号 認 定	総数 15 名	
		1 号	満3歳以上の「小学校就学前児童」のうち 2号認定以外の児童
		新2号	満3歳以上の「小学校就学前児童」のうち 2号認定以外で保育を必要とする児童
	*これ以降の文章表記では、「1号認定」と「新2号認定」を総称して「1号認定」とする		
	2 号 認 定	総数 56 名 《 3 歳児 19 名 4 歳児 17 名 5 歳児 20 名 》	
		満3歳以上の「小学校就学前児童」のうち保育を必要とする児童	
3 号 認 定	総数 54 名 《 0 歳児 15 名 1 歳児 18 名 2 歳児 21 名 》		
	満3歳未満で 保育を必要とする児童		
開設年月日	2017 年 4 月 1 日		

3 施設の目的・運営方針

当学園は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々 受入れ、教育・保育を行うことを目的とします

- 当学園は、教育・保育の提供にあたっては、入園する「乳児 および 幼児」(以下、「園児」という)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最も ふさわしい生活の場を提供するよう努めます
- 当学園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が家庭との密接な連携の下に園児の状況や発達過程をふまへ 養護 および 教育を一体的に行います
- 当学園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源と連携を図りながら、園児の保護者に対する 支援 および 地域の子育てや家庭に対する支援等を行うよう努めます

4 当学園における施設・設備等の概要

敷 地	4631.88 m ² (内、園庭 1578.51 m ²)					
園 舎	延 面 積	971.93 m ² (内、有効面積 509.26 m ²)				
	構 造	鉄骨造	保 育 室	4 室	乳 児 室	4 室
	調 理 室	1 室	調 乳 室	1 室	ト イ レ	4 室
	ホ ー ル	1 室	図 書 室	1 室	会 議 室	1 室
	職 員 室 兼 保 健 室	1 室		教 材 室 ・ 倉 庫 等		3 室

5 職員配置状況

園長	1	保育教諭	配置基準上、必要人数		
教頭・1号認定主幹保育教諭	1	事務職員	2	調理員	3
2・3号認定主幹保育教諭	1	バス運転手	2		

* シフト等により、教職員の勤務日 および勤務時間帯は異なり、職務の都合上、上記とは異なる場合があります

6 嘱託医

当学園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。健康診断の回数は、小児科と歯科が年2回、眼科と耳鼻科が年1回となり、園で健診を受けなかった場合は家庭で園医に健診に行ってもらいます

小児科	鬼海小児科医院	鬼海 靖彦	酒田市 大町 10 - 62	0234 - 24 - 5018
歯科	ホワイト歯科医院	村上 美佐	酒田市 東泉町 6 - 1 - 13	0234 - 22 - 7977
耳鼻科	きれん耳鼻咽喉科医院	喜連 照夫	酒田市 あきほ町 659 - 1	0234 - 21 - 2085
眼科	まこと眼科	菅原 優子	酒田市 一番町 13 - 24	0234 - 26 - 3721
薬剤師	いちばん町薬局	須藤 由洋	酒田市 一番町 9 - 10	0234 - 21 - 1193

7 教育・保育を提供する日、提供できない日

《 提供する日 および 休みの日 》

	提供する日	休みの日
1号認定	月～金曜日	土・日・祝日 ならびに夏期・冬期・春期休み
2・3号認定	月～土曜日	日・祝日 ならびに年末年始休業 (12/29～1/3)

《 提供できない日 》

- ・ 教育・保育を園が適切に行うことができない日
- ・ 酒田市担当課から要請があった場合

8 利用料金

(1) 保育料 (0～2歳児)

当該市町村が定める保育料

(2) 教育・保育の提供に要する実費にかかる保育料等 (3～5歳児)

前項(1)に掲げる保育料のほか、別表【教育・保育の提供に要する実費にかかる保育料等】に掲げる費用諸事情により未納期間が2ヶ月を超える場合は事前にご連絡ください

9 利用の終了

当学園は以下の場合には教育・保育の提供を終了します

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者がこども・子育て支援法に定める支給認定要件に該当しなくなったとき
- (3) 保育料等を2ヶ月以上滞納したとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障、または困難が生じたとき

10 教育・保育を提供する時間および利用時間、預かり保育の提供

当学園の入所選考規定（1号認定）ならびに酒田市の利用調整（2・3号認定）より決定し、在籍する園児に対して「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」をふまえ、利用できる時間は以下のとおりです。18時以降は別途延長保育料が必要になります

● 1号認定

号認定	教育標準時間	預かり保育 利用可能 時間	18:00 以降の延長料金
1号	9:00～14:00	14:10～18:00	30分毎に300円
新2号	☆ 行事によっては変更になる場合もあります	14:00～18:00	

● 2・3号認定

(1) 保育標準時間認定にかかる保育時間

「保育標準時間認定」にかかる支給認定証を市町村から交付されている方

保育を必要とする時間	延長料金（別途請求）
7:00～18:00	18:00～19:00（最長）、30分毎に300円 ☆ 3号認定のみ3,000円/月の上限有

* 「求職中」「育児休暇中」は、(2)の「短時間認定」に変更になるため、利用時間も変更になります
期間中、園バス利用者は変更ありません

- ・ 2歳児は年度途中で誕生日を迎え、3号認定から認定変更になりますが、その年の4月1日現在の号認定の条件と変わりません
- ・ 2号認定は基本的に保護者の方の仕事が休みの場合、教育時間（9:00～14:00）が行われる日はその時間のみとなり、保育時間（14:00～）は、家庭で過ごすことが望ましい時間となります
- ・ 3号認定は基本的に、保護者の方の仕事が休みの場合、家庭で過ごすことが望ましい時間となります。また、その日に行事等がある場合は、行事等のみの参加もできます

(2) 保育短時間認定にかかる保育時間

「保育短時間認定」にかかる支給認定証を市町村から交付されている方

保育を提供する時間	延長料金（別途請求）
7時～18時の間で8時間以内 ☆ 朝バス利用者（2～5歳児）は 8:30～8時間以内とする	8時間を越えた場合と18時以降は30分毎に300円

11 提供する教育・保育等の内容

当学園は「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」をふまえ、以下の教育・保育、その他の便宜の提供を行います

(1) 外部専門講師による特別教育活動と食育活動

(2) 園バスでの送迎（利用者のみ別途請求）

- ・ 2～5歳児の希望者に園バスの送迎を実施します。ただし、送迎範囲は基本的に酒田市内とします
希望者は用紙を園に提出してください。バスを停止するときも必ず用紙での提出をお願いします
- ・ バスコースは毎年4月の希望者によって決定し最大で45分位を1ルートとするので時間等必ずしも希望に添えるとは限りません
- ・ 体温が37.5℃以上、体調が思わしくない場合はバスに乗りません
- ・ 夏期・冬期・春期休み期間と行事等がある場合は、バス時間が変更になる場合があります

(3) 食事の提供

園児の年齢に応じた食事を以下のように提供します。提供時間はおおよそのものとなります

	午前おやつ	昼 食		午後おやつ
	月～金	月～金	土	月～土
0・1・2歳児	9:45	11:15	11:30	15:00
3・4・5歳児		11:45		

- ・ 献立は毎月献立表を発行してお知らせします。食物アレルギー等、体質に合わない食材がある場合はご相談ください
- ・ 家庭でアレルギー反応が出た場合は受診して検査してください。結果が出るまでは疑いのある食物は除去します
検査結果が出たらその表と医師が記入した「幼稚園・保育所における生活管理指導票」を提出してください
- ・ 遅れて登園する場合、衛生面から上記時間から15分後までの取置きとなりますので、それより遅くなる場合は家庭でお願いします
また、午後のおやつも上記時間に習い事等で保育室にいない場合は衛生面から提供できません

12 緊急時・体調がすぐれないとき等の対応

- 登園後に以下のような体調不良が生じた場合、保護者に電話連絡して容体を説明し、迎えに来ていただきます
 - 体温が 38℃ 以上ある
 - 給食が食べられない
 - 下痢や嘔吐がある
- 頭部の場合は園医に連絡して対応していただく場合があります。詳しくは「アテネのしおり」の「園から連絡する症状」をご確認ください。症状急変の緊急事態が発生した場合には園の判断で園医の受診、または救急車を要請する等の対応をとる場合があります
- 夏期は市販の「虫よけミスト」や「非ステロイド軟膏(かゆみ止め)」を使用することがあります
- 胃腸炎やインフルエンザ等、流行性の病気の検査を受けたときは陽性・陰性、結果がどちらでも園へ連絡してください

13 個人情報情報の使用

園児およびその保護者等にかかる個人情報については以下の目的のためだけに使用します

- 当学園内で教育・保育が円滑に行われるよう教職員間で情報を共有する場合
- 他保育園等へ転園する場合
- 兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において他施設間との必要な連絡調整を行う場合
- 緊急時において、病院、その他の関係機関に対し、必要な情報提供を行う場合
- 園児や園での行事に参加した家族等の顔写真や名前、また家庭からのお便り等が次のものに掲載・放送される場合
 - 園から発行される印刷物(卒園後の記念誌等も含)・ホームページ・報道関係・市内各学校の職場体験等の記録写真販売システム「えんフォト」・動画配信「てのりの」・メール配信システム「パステル」
 - 以上のものに掲載等してほしくない場合は「アテネ認定こども園利用契約書ならびに重要事項・アテネのしおり同意書」の「3 個人情報について」の項目にチェックを入れて提出してください
- 「草の芽会」関係で使用する場合

14 その他

- 当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園するにあたっての詳細な留意事項等については別途当学園が作成する「アテネのしおり」において提示するものとします
- 5歳児は園での様子を小学校就学時に所定の用紙にて入学先の小学校へ提出します
また、入学先の小学校からの聞き取りに対しても園での様子を伝えます
- 1・2号認定の任意の習い事(体育教室・音楽教室・造形教室・英語・水泳)のために、教育・保育時間内に移動する場合があります
- 園は虐待等の疑いがあると思われる場合、行政機関への報告義務があるため、通告する場合があります
- 教育・保育を提供する施設であることから、保護者の同意があったとしても開所時間中の、園の管理下での外部者による撮影等は基本的に行うことはできません

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める「消防計画」と「避難計画」に基づき対応します 特に洪水時は酒田市から警戒レベル3が発令された場合は休園することがあります					
防災設備	自動火災報知機	○	誘導灯	○	非常用電源	○
	ガス漏れ報知器	○	スプリンクラー	×	非常警報装置	○
	その他、カーテン、カーペット、建具等の防災処理					○
避難・消火訓練	避難および消火の訓練は毎月1回以上実施します					

16 利用者に対しての保険の種類・内容・金額

種類	加入園賠償責任保険	内容	生産物による賠償責任
支払限度額	身体 1名 1億円、1事故につき4億円、財物 1事故につき1千万円		

17 当学園におけるその他の留意事項

喫煙	当学園内の敷地内はすべて禁煙です
宗教・政治・営利活動	利用者の思想・信仰等は自由ですが、他の利用者に対する宗教・政治・営利等の活動はご遠慮ください

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当学園では、要望・苦情等にかかる窓口を以下のとおり設置しています

当学園 ご利用相談窓口	窓口担当者	教頭・1号認定主幹保育教諭 / 2・3号認定主幹保育教諭		
	利用時間	9:00 ~ 16:00	電話	0234 - 22 - 2789
第3者委員	小野寺 誠子	学校法人 アテネ学園 理事	電話	0234 - 22 - 2789
	高橋 奏			

別表 【 教育・保育の提供に要する実費にかかる保育料等 】

1 1号認定、2号認定に関する特定負担金

- **入園料** 15,000円（3歳児以上の入園・進級時、卒園までに1回のみ）
満3歳児を除く1・2号認定で、認定確定後の4月1日に当学園に在籍する場合
ただし、在園期間等により園長判断で上記以外の金額になる場合があります
- **教育活動費** 2,900円（毎月）
外国人講師による英語の活動、体育講師による体育活動、食育活動における食育充実の費用等
1号認定の満3歳児は、英語ならびに体育の活動を実施しないため、1,900円（毎月）とします
- **施設設備費** 3,000円（毎月）
冷暖房費、水・光熱費、バス維持費（園外保育等で使用）等

2 実費徴収額（該当者と利用者のみが対象となるもの）

(1) 給食費

- ◎ 1号認定 主食：1,300円/月 副食（特別献立込）：5,400円/月
- ◎ 2号認定 主食：3,200円/月 副食（特別献立込）：5,400円/月

主食と副食の合計金額が給食費となります。この金額は1年間の給食費を12か月で割った金額になります
ただし、第3子以降の子どもと住民税非課税世帯は副食費が免除されます
☆ 長期休業ならびに土曜日利用時の給食費については下記(4)-③をご覧ください

(2) 特別行事費（満3歳児の1号認定を除く1・2号認定）

- ・ 入園式や卒園式の写真代
- ・ 5歳児の一泊保育代

(3) 教材費等購入費

- ・ 「教材・持ち物リスト」にのっている個人使用の教材を購入したとき、品物を渡すときに金額を知らせます

(4) 1号認定と新2号認定が預かり保育をする場合

① 1号認定

7:00～9:00 と 14:00～14:10	無料
14:10～18:00	1日 450円

② 新2号認定

登園から5時間を超えた場合	450円
☆ 上限 11,300円/月までの補助があり、それ以上は実費	

③ 夏期・冬期・春期の長期休みならびに土曜日利用の場合（1号・新2号認定共通）

登園から6時間未満	450円/日（新2号は補助有）
登園から6時間以上	750円/日
給食	410円/1食

(5) 送迎用園バス代（車両維持費と燃料代として）

園から経由距離で 4km まで	3,000円/月（往復）
園から経由距離で 4km 以上	片道1km 毎に 200円 追加

- ◎ 園バスは「朝」「14時発」「夕方」に運行しますが、以下の場合、運行しないこともあります

- (1) 園で指定する行事の日やお盆や年末年始等の長期休みで利用者が少ない場合
- (2) 土曜日全部のバスと夏期・冬期・春期の長期休み中の14時発バス
- (3) 暴風・大雨・大雪等で園バスの運行が困難と判断した場合

☆ 「熱性けいれん」等の既往歴がある園児は、バス内で発症した場合の対処が難しい場合もあるので朝、乗車前の検温等、健康チェックをお願いします

☆ 園の連絡ミスで園児がバスに乗らなかった場合、150円/回の返金をおこないます

(6) 草の芽会 (当園ではPTA組織を「草の芽会」と称しています) について

- ・ 会費額は春に行われる「草の芽会総会」で決定されますので、変更があった場合はその翌月からとなります
- ・ 会費は3～5歳児が毎月、0～2歳児は入園時期によって入園時か4月に一括納入となります

また途中退園した場合は計算の上、返金されます

3～5歳児 500円/月 ただし、年度末は2月に2ヶ月分 一緒に請求

0～2歳児 1,000～3,000円位

- ・ 主な使い道は、草の芽会主催、または園との共催行事等で、詳しくは総会で配布される「草の芽会総会資料」をご確認ください

3

保育料等の支払い

- ・ 保育料の納入は銀行口座からの口座振替となり、振替をもって領収とします
口座の設定・変更等は荘内銀行は開始月の前月10日、それ以外は2ヶ月前までをお願いします
- ・ 毎月の振替日は26日で、26日が土・日・祝日の場合は翌平日となります。請求額はパステルで確認できます
- ・ 振替手数料は家庭単位で、毎月 荘内銀行は「50円 + 消費税 = 55円」、
それ以外は「130円 + 消費税 = 143円」と申込時に用紙代として33円が 必用となります
- ・ 消費税等の税率が変更になった場合や、物価高騰等が著しい場合は、年度途中であっても税率変更を加減する場合があります